

認定基準（主催者用）

研修会の単位認定には下記のⅠ～Ⅲを満たす必要があります。

- Ⅰ 看護に関する内容を主とする
- Ⅱ 参加が一般に公開されている
- Ⅲ 特定の薬剤や機器などの宣伝につながるものではない

Ⅰ 看護に関する内容を主とするもの⇒1～2のいずれかに該当するもの

1. 研修時間の5割以上が看護職の発表である
(ただし主催団体代表者が看護職である場合は
4割まで緩和)

→ YES
→ NO

2. 下記の①～⑰の内容に関する発表が5割以上ありかつ、看護職
講師が1名以上いる

- ① 心理的アプローチに関するもの
- ② カウンセリングに関するもの
- ③ 教育関係内容(学習理論・教育技法・行動療法等)に関するもの
- ④ フットケアに関するもの
- ⑤ 感染管理に関するもの
- ⑥ インスリン注射指導に関するもの
- ⑦ 運動療法に関するもの
- ⑧ 褥創ケアに関するもの
- ⑨ 食事療法に関するもの
- ⑩ QOLに関するもの
- ⑪ クリニカルパスに関するもの
- ⑫ チーム医療に関するもの
- ⑬ 高齢者ケアに関するもの
- ⑭ リスクマネジメントに関するもの
- ⑮ 糖尿病合併症ケア(含む禁煙指導)に関するもの
- ⑯ 血糖自己測定指導に関するもの
- ⑰ 肥満の人への指導に関するもの

看護職講師が1名以上いて、看護の内容と認められる研修時間が
90分以上ある

認定不可

研修会全体の
時間を認定対
象とする

看護の時間のみを
認定できる

* Ⅱ、Ⅲの基準は
満たしていること

認定時間と単位(1群、2群 共通の取り決め)

- ・1.5時間以上3時間未満は0.5単位
- ・3.0時間以上6時間未満は1単位
- ・6.0時間以上は2単位
- ・認定単位は0.5～20単位
- ・1日研修の上限は2単位
- ・複数日の上限は1日1単位